

平成29年度 当仁小学校いじめ防止基本方針

はじめに

当仁小学校では、いじめはすべての教職員の「自分ごと」として切実にうけとめ、とりくむべきものであると考え、いじめの定義を文科省の定義をもとに次のようにとらえている。

同じ地域、学級、クラス、班などの児童の属するグループや複数の者から学校の内外を問わず

- 仲間外し、無視などの心理的圧迫
- 金品のたかりや物かくし、身体的な攻撃を受け続けて、精神的な苦痛を受けていること

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という課題意識をもとに、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」ということを基本的な姿勢と考え、いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめ防止等に対する基本対応

本校では、いじめ防止のための基本対応として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) いじめをおこさないための事前の指導
- (2) いじめをすばやくキャッチするための教師の資質の向上
- (3) いじめがおこった後の迅速な措置
- (4) 児童を見守り育てる家庭・地域との連携

当仁小学校いじめゼロ宣言

① つもやさしく
② んとえいしん
なじ③ たあいさつ
④ せんいんで
がんば⑤ う

(1) いじめをおこさないための事前の指導

学級・学年経営の観点から

- 年度当初に、かがやき学級担任による全学級での児童の障がいへの理

解を深める授業とともに、差別やいじめを許してはいけない、見逃してはいけないという心の指導を行う。

- 登校時に児童の主体的な意欲によって集まった「あいさつ広め隊」の活動や、縦割りグループによる清掃活動など 児童自らが互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じることができる「絆づくり」を行うための「場づくり」を行う。

授業づくりの観点から

- わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加、活躍できる授業の工夫を行う。
- わかる授業づくりを進めるために、「学びの約束振り返りカード」を活用し、正しい姿勢を保つことにより学習に集中したり、道具の貸し借りや私語により集中力を削いだりしないよう配慮し、児童が困らないようにする。

児童理解の観点から

- 「いじめアンケート」、「教育相談アンケート」を月に1回以上実施し、年度に「自尊感情アンケート」、「ことばについてのアンケート」を実施し、客観的資料による児童理解に努める。
- Q-Uの結果を分析し、実態に応じた支援を学級・学年で行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童については、情報を共有し、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 「学校いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

(2) いじめをすばやくキャッチするための教師の資質の向上

- 当仁小学校におけるいじめの定義を全教職員で共有し、児童の気持ちを理解しようとする基本的な態度を持つ。
- 上記の基本的な態度に基づいて、児童の表情・態度・言葉遣い・持ち物・交友関係などを日常的に観察し、児童が発するサインを見逃さないようにする。
- 気になることは家庭に連絡するとともに、家庭からも情報がもらえるよう、普段から保護者の話をよく聞く姿勢を示すなど信頼関係づくりを行う。
- 気になる児童がいた場合、学年会等で必ず議案に上げるとともに、確実に校長へ報告する。
- 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、「いじめ防止基本方針」の共通理解、「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレッ

- ト「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」など、いじめの防止等のための対策の基本に関する校内研修を実施する。
- いじめを未然に防止するために、Q-Uの分析・活用のための校内研修を実施する。
 - Q-U実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
 - ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。
 - 児童の居場所づくりにつながる、人間関係づくりの研修を実施する

(3) いじめがおこった後の迅速な措置

- 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- アンケートや相談、申告、通報、発見により、いじめと疑われる事案を認知した際には、まず学年会をひらいて共有し、生徒指導と連携しながら事実確認を行う。速やかに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- 外部機関と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行うために、「いじめ防止対策委員会」に子ども総合相談センターや子育て支援課の課員、スクールサポーターを招聘する。
- 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、重大な事案に関しては、速やかに教育委員会に報告する。
- 「学校いじめ防止対策委員会」での対応をもとに、いじめに対する措置・対応を行う。その措置・対応については、検証・修正を繰り返していく。
- いじめを行った児童への再発防止の指導のために、スクールカウンセラーと連携したり、教師のカウンセリング的な指導を行ったりしながら、長期的・継続的に指導を行い、「いじめ防止対策委員会」に報告を行う。
- 学校や関係機関だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。
- 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

(4) 児童を見守り育てる家庭・地域・関係機関との連携

- 校務分掌に「地域交流担当職員」を設置し学校と保護者・地域の連携の橋渡しとすることで、地域の信頼、協力を得ることができるよう

- る。
- T S C（当仁サポートクラブ）を設置し，本校で行うさまざまな学習の場に，G Tとして多くの地域の方々に参加していただき，地域と学校の双方向の交流により，地域による児童への教育力を高める。
 - 学校基本方針は，学校のホームページや学校通信等で広く周知を図り，学校サポーター会議やP T Aからの意見を取り入れながら，より実効性のあるものへと改善を図っていく。

2 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

（1）組織の名称・役割

- 名称
校内いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集記録，共有
 - ・ 学校における，いじめであるかどうかの判断
 - ・ 関係のある児童への事実関係の聴取・組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

（2）組織の構成

- ・ スクールサポーター ・ 校長 ・ 教頭 ・ 主幹教諭 ・ 人権教育担当
- ・ 生徒指導担当 ・ 養護教諭 ・ 特別支援教育コーディネーター
- ・ 当仁中学校スクールカウンセラー

3 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

（1）組織の名称と役割

- 名称
当仁小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
 - ・ 重大事態に係る事実関係の調査
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告
 - ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成

- ・スクールサポーター ・校長 ・教頭 ・主幹教諭 ・人権教育担当
- ・生徒指導担当 ・養護教諭 ・当仁中学校スクールカウンセラー
- ・特別支援教育コーディネーター ・該当学年教諭 ・PTA会長
- ・自治協議会長 ・公民館長 ・子ども会育成連合会長 ・主任児童委員
- ・子育て支援課 ・こども総合相談センター

4 いじめ防止等の各取組の年間計画 (P・D・C・Aを記入)

※RはResearchをあらわす

月	児童等への取組 及び児童の活動		職員研修等		チェック
4			いじめ防止基本方針作成 いじめ防止対策委員会	P D	
5	いじめアンケート 教育相談アンケート QUの実施	R R C	いじめ防止対策委員会 家庭訪問 学校警察連絡協議会 教育相談	CA R D D	
6	児童会による取組 (いじめ防止取組月間) いじめアンケート 教育相談アンケート	A C C	いじめ防止対策委員会 教育相談	CA D	
7	生活習慣定着度調査 教育相談アンケート いじめアンケート ケータイ教室 (保護者含む)	C C C D	いじめ防止対策委員会 教育相談 学校サポーター会議 個人懇談会	CA D DC DC	
8	いじめゼロサミット参加	D	夏季研修 (Q-U 事例検討会) 夏季研修 (いじめの早期発見) ・1学期の取組の反省 ・2学期の取組の確認 夏季研修 (人間関係づくり交流会)	CA D A AP D	
9	教育相談アンケート 児童会による報告	C A	いじめ防止対策委員会 教育相談	CA D	
10	いじめアンケート 児童会・生徒会による取組 教育相談アンケート	C D C	いじめ防止対策委員会 教育相談	CA DA	
11	いじめアンケート 教育相談アンケート	C C	いじめ防止対策委員会 教育相談	CA D	
12	いじめ・自尊感情アンケート 教育相談アンケート	C C	いじめ防止対策委員会 ・学期の取組の反省 ・学期の取組の確認	CA C A	

			学校サポーター会議 学校警察連絡協議会	D D	
1	児童会による取組 教育相談アンケート	A C	いじめ防止対策委員会 人間関係づくり交流会 教育相談	CA AP D	
2	教育相談アンケート いじめアンケート	C C	いじめ防止対策委員会 教育相談	AP D	
3	いじめアンケート	C	教育相談 学校サポーター会議 いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・来年度の取組の確認	D C CA A P	

※ いじめ防止取組月間は1学期に設定すること。

※ チェック欄は，A・B・Cを記入（Aが上位）